

---

プロジェクト

項目 **第 45 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 45 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 12 月 16 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 45 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

## 聞かれた意見

### IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見

#### 確定基準公表後の対応（審議事項 A1-2）

##### （ISSB が ISSB 基準を改訂した場合）

2. IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）が改訂された場合、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）の開発において ISSB 基準との整合性を図るという観点から、仮に SSBJ 基準を改正することとなったときは、改訂された ISSB 基準の適用時期にあわせた適用時期を設定することが重要であると考えます。

##### （SSBJ 基準公表後かつ強制適用前の見直し）

3. 事務局の提案に賛同する。企業会計基準委員会による収益認識に関する会計基準及びリースに関する会計基準における取扱いと同様に、SSBJ 基準の定めが明確であるものの、その適用が実務上著しく困難な状況が識別された場合に、別途の対応を図ることが適当と考えます。
4. 現在、金融商品取引法のもとで、SSBJ 基準の適用が強制される時期を企業によって段階的に設定することが検討されている。「強制適用前」という表現は、SSBJ 基準の適用が最初に強制される時期を想定しているのかどうかを確認したい。
5. 金融商品取引法のもとで、SSBJ 基準の適用が強制される時期が企業によって段階的に設定された場合、市場関係者からの提起に基づく別途の対応が、既に一部の企業に対して SSBJ 基準の適用が強制された後に生じることも考えられる。この点、

既に SSBJ 基準を適用している企業にとっては影響があると思うがどうか。

#### (SSBJ 基準強制適用後の見直し)

6. SSBJ 基準強制適用後の見直しについて、事務局では具体的にどのように国内外の実際の開示を分析することを想定しているのか。特に、海外の開示については、ISSB 基準のみを適用している場合は必ずしも多くないと考えられることから、分析には一定の困難さが伴うと考えられる。
7. SSBJ 基準強制適用後の見直しは、一定期間において提起された論点について、まとめて見直しを検討することになると理解している。何らかの対応が早急に必要となった場合には、補足文書、教育的資料などで対応することも考えられる。
8. 市場関係者に対する情報要請を実施するかどうかなどを含め、SSBJ 基準強制適用後の見直しのプロセスを明確化する必要があると考える。
9. 本提案における SSBJ 基準強制適用後の見直しは、当委員会の「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」における適用後レビューの一貫との理解で相違ないか。

#### 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案 (審議事項 A1-3)

10. 文案では、判断に関する定めにおいて、参照する基準の記述を「テーマ別基準」から「サステナビリティ開示基準」に修正している。この点、例えば、「サステナビリティ開示基準の特定の定めにおいて」など、別途の定めがある場合には当該定めを優先させるということが理解できるように、より具体的な表現とした方がよいのではないか。
11. 文案では、結論の根拠において、つながりのある情報に関する説明及び具体的な例を追記している。この点、「天然資源の使用又はサプライ・チェーンの変化」など、性質の異なるものが並列して記載されており、理解が困難と考えられる表現がある。当該定め表現は ISSB 基準に基づくものと理解するが、国際的な整合性を保った上で理解しやすい表現とする必要があるのではないか。
12. 文案では、適用時期に関する定めにおいて、同時に適用すべき基準として、「一般開示基準」及び「気候関連開示基準」が示されている。この点、今後、新たなテーマ基準が公表される都度、当該定めを修正する必要性が生じる可能性がある。このため、個別の基準ではなく包括的に示す表現とするなどの検討が必要ではないか。

13. 文案では、結論の根拠において、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について、IFRS S1 号 B4 項及び B5 項に関連した追記がなされている。この点、「資源及び関係」について説明する内容の趣旨を明確化するために、一部の記述を修正する必要があるのではないか。例えば、「自然なもの、製造されたもの」という記述は「自然な資源及び関係、製造された資源及び関係」とすることが考えられる。

#### **「一般開示基準」の文案（審議事項 A1-4）**

14. 文案では、ガバナンスの定めにおいて、「ガバナンス機関又は個人」というタイトルを「監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」に修正している。この点、監督責任の範囲を明確化するために、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うものであることを示す必要があるのではないか。

以 上